

メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて

経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年経済産業省令第8号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当てについて（以下「メキシコ公表」という。）、下記のとおり定めて公表し、令和8年4月1日から適用する。

なお、本メキシコ公表に変更等が生ずる場合には、ホームページ等によりお知らせする。

記

第1 関税割当てを行う物品及び関税率表番号

本メキシコ公表により関税割当てを行う物品（以下「物品」という。）及びその関税定率法（明治43年法律第54号）別表の番号（以下「関税率表番号」という。）は、次のとおりとする。

関税率表番号	物 品
2918.14	くえん酸及びくえん酸カルシウム
2918.15-1	

第2 割当枠の総量

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下、日・メキシコ経済連携協定という。）に基づく以下に掲げる数量。

- ・くえん酸及びくえん酸カルシウム：200メートル・トン（毎年度）

第3 申請受付日

1 申請受付日

毎年度4月1日から2月末日まで

（注）行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。

2 申請受付時間

午前10時から午前11時45分まで及び午後2時から午後4時まで

第4 申請窓口

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 生物化学産業課
東京都千代田区霞が関1-3-1

第5 発給窓口

経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 貿易審査課
東京都千代田区霞が関1-3-1

第6 申請者の要件

当該物品について、日・メキシコ経済連携協定附属書一の日本国の表に基づく規定によりメキシコ政府が発給する証明書（以下「メキシコ証明書」という。）を有する者であって、当該メキシコ証明書の「輸入者」の欄に記載された者と同一である者。

第7 提出書類

- ① 関税割当申請書（省令様式第1） 1通
- ② 印鑑登録証明書 原本1通
（注）個人事業者の場合は、個人事業者本人のものであって、申請日前1か月以内に交付されたもの。
- ③ メキシコ証明書 原本及び写し 各1通
（注）原本は、受付確認後直ちに返却する。
- ④ 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索した法人情報の画面を印刷した書面 1通

（注）本メキシコ公表により、同一年度内において2回目以降の申請となる場合は、②の書類の提出を要しない。

第8 申請数量及び割当方法

メキシコ証明書に記載されている数量を申請数量とし、その数量の範囲内で割り当てるものとする。

第9 証明書の発給

- ① 各申請者への関税割当証明書（以下「証明書」という。）の発給は、申請要件等を満たしたときは、原則として申請日の翌日から起算して4日目に当たる日（行政機関の休日は算入しない。）に証明書を第5の発給窓口にて発給するものとする。
なお、審査に時間を要する案件の場合は、証明書の発給が遅れることがある。
- ② 申請要件を満たしていない、提出書類に不備がある等の不適格であることが確認できる場合は、証明書を発給しない。

第10 証明書の有効期間

割当年月日からその日の属する年度の末日までとする。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

本メキシコ公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）、住所、法人番号を、『JETRO通商弘報』において公表する。

第12 証明書の返納

1 証明書の発給を受けた者が以下のいずれか一の事由に該当した場合には、速やかに申請窓口にて証明書を返納しなければならない。

- ① 証明書の割当数量を全て使用した場合
- ② 証明書の有効期間が満了した場合
- ③ 証明書を使用しないこととなった場合

2 提出書類

- ① 証明書の原本
- ② 関税割当返納確認書（公表様式第1） 2通

第13 関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について

本メキシコ公表に定めるもののほか、証明書の分割、名義変更、内容変更及び再発給の手続、用語の解釈並びに申請書等の記載要領については、「メキシコ合衆国を原産地とするくえん酸及びくえん酸カルシウムの関税割当申請書並びに関税割当証明書の取扱い等について」（以下「メキシコ注意事項」という。）において定める。

第14 その他

1 代理申請

申請時に提出書類の記載内容等の確認のため、メキシコ注意事項に定める場合を除き、代理申請は認めない。

2 身分確認

申請窓口にお問い合わせのこと。

3 追加資料の提出

審査に必要な場合には、追加資料の提出及び説明を求められることがある。

4 関税定率法及び関税暫定措置法（以下「法律」という。）の改正等

本メキシコ公表の施行後、法律の改正等により変更の必要が生じたときは『JETRO通商弘報』のほか、ホームページにおいて公表する。

(以上)